

特記仕様書貼付用ひな形：ドローン委託業務の安全管理要件（条文） — レッドライン 5 + 保険（必須提出）+ 初動連絡（RACI）+ 救護（応急手当）

第 X 条（安全管理の最低要求：レッドライン 5）

1. 受託者は、第三者の安全確保（立入管理区画、誘導体制、退避導線等）が担保できない場合、当該運航を実施してはならない。
2. 受託者は、運航可否基準（風速、視程、降水量等）を数値で提示し、観測方法および判断手順を明示し、運航直前の Go/No-Go 判断結果を記録しなければならない。
3. 受託者は、運航開始前日までに ConOps（運航コンセプト）を提出し、発注者の承認を得なければならない。運航当日に計画変更が生じた場合、受託者は変更内容および判断根拠を記録し、発注者へ速やかに共有しなければならない。
4. 受託者は、主通信手段および副通信手段（バックアップ）を定め、通信障害時の代替手段を確保しなければならない。災害対応案件においては、運航開始前に通信試験を実施しなければならない。
5. 受託者は、事故に至らない場合であっても安全運航に支障を来す恐れのあった事象（ヒヤリハット等）が発生した場合、発注者へ速やかに報告しなければならない。報告期限（第一報：発生後 30 分以内等）および様式は、事前に書面で合意するものとする。

第 Y 条（保険：必須提出）

受託者は、必要な保険加入状況を証明する保険証券を提出し、補償範囲および免責の主要条件（免責金額、適用除外事由等）を説明できなければならない。

第 Z 条（初動体制および第一報の連絡保持）

1. 受託者は、事故または重大トラブル発生時の初動対応責任者（インシデント・コマンダー）を定め、発注者への第一報連絡ルートを事前に書面で合意しなければならない。
2. 第一報の受領者は発注者の担当課とし、当該担当課の携帯番号を第一報の連絡先として指定する。受託者は、合意された期限内（例：発生後 30 分以内）に第一報を実施しなければならない。

第 W 条（救護体制・応急手当：必須）

1. 受託者は、業務実施日における救護体制を定め、応急手当対応担当者および代行順位を事前に発注者へ提示しなければならない。

2. 受託者は、業務従事者が応急手当訓練を受講していることを示す資料（修了証等）を提示できなければならない（資格名は指定しない）。
3. 受託者は、現場に救急キット（止血・保温等を含む）を携行し、使用可能な状態で配置しなければならない。
4. 受託者は、事故・負傷発生時の対応（119番通報、現場安全確保、発注者への第一報、次報）を初動手順として整備し、必要に応じて発注者と共有しなければならない。